

「精神障がい者割引」の適用拡大について

資料 4

1 経緯

令和7年4月1日から障がい者用ICカード発行対象者に身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）所持者に加え、新たに精神障害者手帳所持者が追加され、その運賃割引については、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）と同様の取扱いとなりました。

小田急バス(株)は、運行する路線バスにおいて、この運賃割引を適用した運賃改定を令和7年6月1日から開始します。そのため、小田急バス(株)により運行している市コミュニティバス（iバス）についても同様の割引を適用するものです。

2 改定内容

精神障がい者割引について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に加え、その介護人を適用範囲とするものです。また、割引を適用する精神障害者保健福祉手帳の発行者について、東京都のみとする取扱いを全国自治体発行のすべての精神障害者保健福祉手帳とするものです。

(1) 割引適用対象

現行運賃（改定前）	運賃改定案（改定後）
・東京都発行の手帳	・ <u>全国自治体発行</u> の手帳

(2) 割引内容

現行運賃（改定前）		運賃改定案（改定後）	
旅客運賃減額記載の種別	割引内容	旅客運賃減額記載の種別	割引内容
区分なし	本人のみ 運賃 50%割引	第1種	本人及び介護者 運賃 50%割引
		第2種	本人のみ 運賃 50%割引

3 改定日 令和7年6月1日（日）